

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成26年7月15日（火）午後2時00分から午後3時50分まで

2 場所

名古屋地方裁判所共用室（事務棟8階）

3 出席者

司会者 景山 太郎（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 細野 高広（名古屋地方裁判所裁判官）

検察官 齋 智人（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 水野 紀孝（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番, 2番 2人

4 議事内容

【裁判員裁判に参加しての全般的な印象・感想】

（司会）お二人が経験された事件の概要等を簡単に説明します。1番さんが担当した事件は、七つの事件が一緒になった裁判でした。原付バイクを盗んだのを始めとして、約1年の間に連続して強盗致傷、強制わいせつ致傷、強制わいせつ、強制わいせつ未遂、窃盗を行いました。十七、八歳の女子高生を含む5人の女性が被害に遭っています。強制わいせつの内容について、一つ目は女子高生の自宅に侵入し襲いかかり、着衣の上から胸をもむというものでした。二つ目はバイクで併走しながら自転車で帰宅中の女性のお尻を触り、ぶつけて転倒させて全治約10日間のけがをさせ、その後にスクールバッグを盗んだというものでした。最後は被害者方マンションロビーで背後からスカートをめくって、お腹を殴るなどした行為で、わいせつ行為は未遂という事件でした。強盗致傷は路上で背後から角材で女性の背中や腰を殴って転倒さ

せ、手提げバッグを引っ張って引きずり、そのバッグを奪って加療約10日間のけがをさせたものでした。もう1件、自転車で帰宅途中の女子高生の自転車前かごからバッグをひったくったというのもありました。事実関係に争いはなく、争点はどういう刑にするかということであったと思います。事件も多かったので求刑も懲役12年と重いものでしたが、判決は懲役10年となりました。事件が連続的に起こったことから常習性もあり、若い女性を襲った卑劣な犯行で、被害者の肉体的、精神的苦痛は大きかったと判決文で指摘されています。また、女性の後をつけたりしている点は執拗であるという指摘もありました。被告人は弁護士会に10万円をしょく罪寄付した事実があったようです。

2番さんが担当した事件は強制わいせつ致傷で、1週間で2件の犯行を犯しました。深夜路上で見かけた18歳と20歳の女性を尾行して、背後から抱きついてわいせつ行為を行い、それぞれ転倒させるなどして加療約1週間と約10日間の傷害を負わせたものです。わいせつ行為の内容について、1つ目はTシャツの中に手を入れて胸をもみ、パンツ内に手を入れてお尻を触ったものでした。もう1件は服の上から胸をなでるように触ったというものでした。被告人は22歳で前科はありませんでした。本件犯行の動機は、婚約者と性交渉が少なくなり、性的欲求を満たそうとしたのと、仕事のストレスも感じていて、その発散のためということもあったようです。また、同じような事件を何件も起こしているというものでした。こちらの事件も事実関係に争いはなく、争点は量刑でした。求刑は懲役5年でしたが、判決は懲役3年で保護観察付きの執行猶予5年というものでした。判決文では、本件は卑劣な犯行で、尾行するなど犯意も強固であるが、けがの程度は軽く、意図的に転倒させたものではなく、強制わいせつ致傷の中では比較的軽い部類という指摘がありました。被害者の一人とは四十数万円で示談が成立したという事情もありました。

2件とも審理に入ってから判決まで4日間で終わる事件でした。1番さんが担当した事件は去年の今頃の事件で、2番さんが担当した事件は今年4月の事件でした。まずはお二人から全般的な感想を伺いたいと思います。

(1番) 最初は裁判がどういうふうに進められていくのか何も知らない状態だったのですが、日に日に裁判官や他の裁判員と意見を交わしながら公判にも参加して、目の前で現状を聞いて、納得するまで意見交換ができて、不安がだんだんなくなっていきました。最後は自分たちが思っていることを言い合えるようになっていました。裁判官も、「何でも言ってください。」と私たちの意見を引き出してくれました。私自身は精神的負担を感じることもなく、参加して良かったと思っています。

(2番) 裁判所から通知が届いたときには、困ったなあ、滅多に当たらないものが当たってしまったなあという気持ちがありました。裁判所に来て、最終的に裁判員に残る段階で、がらっと意識が変わり、もう、これはやらなければならぬという責任感が生まれました。裁判所から、緊張感を取り除いてくれるような説明を受けて、安堵感が生まれました。感想としては、日常生活とは違った空間、一生に一度あるかないかという貴重な4日間だったと思っています。非日常的な会話が1日中、頭をよぎっている状況で、特別な時間を過ごしているんだなと思っています。最終的には、異次元の考えが徐々に法廷で現実味を帯びていきました。何が原因でこういうこととなるのか、テレビのニュースでもこういうことは話題になりますが、テレビではかいつまんだ情報しかないのに対し、非常に具体的で人間は本当に怖いものだなあと感じました。自分の意見は持っていましたが、裁判官、裁判員、検察官、弁護人の意見を聴く中で、自分の意見も動いたということもありました。裁判員制度は世の人が知らない中で行われていると思っていますが、私の事件では間違いのない判断ができたと思っています。

(司会) お二人とも最終的には良い経験をしたという感想でほっとしました。初め

は不安であったり困ったという感想であったということですが、意見交換していく中で安堵感と責任感が生まれたということ、それを法曹三者がサポートすることで、最終的には良い経験ができたという話でした。今の感想を聴いて裁判官、いかがですか。

(裁判官) 今の感想を聴きまして有り難い気持ちです。不安に思われる方が多いので、終わった後にやって良かったという意見は裁判官冥利に尽きます。

(司会) 検察官と弁護人の話も出ましたが、いかがですか。

(検察官) 全般の感想の中で、検察官の立証を問題視する発言がなかったことに安心しました。

(司会) 弁護士はいかがですか。

(弁護士) 裁判員の方々と直接話をする機会がありませんので、我々の主張というのがどれくらい伝わっているのか、弁護士会としても不安に思っているところで、改善に向けていろいろとやっている最中です。この会でいろいろとお伺いして参考にしたいと思っています。

(司会) 検察官と弁護人は評議に加わらないので、どのような話合いをしているのか、裁判員がどのような気持ちで過ごし判決を迎えるのか、また判決後どのような気持ちになるのかというのは参考になると思います。

【対象事件が性犯罪事件だと知ったときに感じたこと、審理や評議が進むにつれて最初に感じたことの変化】

(司会) それでは次に、性犯罪に特化したテーマを集めさせていただいた中で、一つ一つお伺いしていきたいと思っています。まずは、「対象の事件が、性犯罪あるいは性犯罪を含むものであることを知ったとき、どのように感じられましたか。その後、審理や評議が進むにつれて、最初に感じられたことに何か変化はありましたか。」という質問ですが、1番さんから感想をお伺いしてもよろしいでしょうか。

(1番) 1年前のことなのでそのときの感情と違いますが、性犯罪とはどの程度の

ものであるのか、内容を知るまではとても不安でした。多分、被害者は女性だから、同じ女性として自分が参加して大丈夫かなとも思いました。女性の裁判員も多くて、「聴いてて辛いね。」とか「被害者は本当にかわいそうだね。」という会話もあって、自分たちがこの人達の立場だったらどうだろうと感情移入した部分もありました。性犯罪はテレビでしか見たことがなく、どこまで話が具体的に出るのだろうか、聴くに堪えないものもあるのかと思っていましたが、担当した事件がそこまではない事件だったので安堵した記憶があります。

(司会) 性犯罪の描写が生々しかったときに、いろんな感情がわき起こってくるということですか。

(1番) レイプとかだと、検察官の説明について女性として聴きたくないという気持ちはあるので、最後まで聴けるのかという不安はありましたが、今回はそこまでの事件ではなかったので安堵しました。

(2番) 私は、犯罪を犯した人を審理するということで、悪いことをしたんだと決めつけているので、例えばそれが殺人であっても性犯罪であっても窃盗であっても、罪の重い軽いをどういうところで判断するのかっていうのが分からないところで、犯罪を犯した人を徹底的に追及して、全ての事実関係を明らかにすることが目的なんだろうなあと考えていました。性犯罪と聴いて、男から見ると卑劣な行為ですが、その内容が法廷でどれくらいまで明らかになるのかというところが不安でもあり興味もあったことでした。検察官と弁護人が事実を明確にしていきますが、当事者からすると聴くに堪えないこと、女性からすると聴いて辛い部分もあったと思いますが、男性からすると事実関係が具体的に分かりやすく表現されていました。ただ、事実関係が明確になり全てが明らかになると、特に性犯罪は判断が余計に難しくなってしまうという印象です。

(1番) 裁判員裁判で使用される書類というのは、裁判員制度だから分かりやすく

しているのでしょうか。

(検察官) 裁判員裁判は分かりやすくしなければいけないということから作成しています。窃盗事件や詐欺事件など、裁判官だけで審理する事件ではこういう資料は作成していません。

(1番) 分かりすぎると難しくなるというのは、私たちのために分かりやすく、理解しやすくしてもらっているのですが、ここまでされると、どう判断すればよいのかなという話が、他の裁判員との間でも出ました。

(司会) 2番の方、全てが明らかになると難しくなるという点をもう少しお聴かせ願えますか。

(2番) 例えば最初の弁護人と検察官のやり取りの中で、いろいろな事実が固まっています。固まっていく中で、動機があり、経過があり、結果があるという3点は押さえていたのですが、最後の方に弁護士は量刑についても一生懸命アピールされる部分がありまして、事実関係が明らかになっている段階で、流れを引き戻すということを感じました。この人はこういうことをやったんだけど、反省していると言われることで、自分たちが理解したものが引き戻される感がありました。私が担当した事件で弁護人の主張が矛盾していると感じたのが、犯行動機が夫婦間の性交渉のなさ、会社で感じたストレスの発散であったのですが、結果としては、元の職場に戻る、奥さんがこれまで以上に面倒をみるというところが、弁護人が強く弁護された内容でありました。犯行の原因がそれであったのに、また引き戻されたような感じになり、理解に苦しみました。

(司会) 奥さんというか、婚約者の方とは、結局、結婚されるという話だったのですね。

(2番) はい。

(司会) 今のを聴いて、弁護士から、いかがですか。

(弁護士) 多分、担当した弁護人としては、原因が二つありますと。そして、ス

トレスがたまるような環境ではないように環境を調整したので、今後は動機につながるような原因を絶ちました、だから大丈夫なのですよとお伝えしたかったのが、伝わり難かったのではないかと思います。

(2番) そうですね。いろいろな方法が考えられると思いますが、斜に見るとわざとそこへ帰って行くというのが、本人も望んでいましたが、それで問題が解決するのかと。原因が特定されていて、経過もあり、結果もあるので、元に戻すのが得策なのかなとは思いました。

(司会) 2番の方の、いろいろ分かってくると難しくなるという話の主たる眼目は、検察官が犯罪を立証する、弁護士は反論する訳ですが、今回は証拠には大きな争いはなく、被告人が今度どうやって立ち直るかという観点から立証したため、引き戻されるように感じて難しかったということですね。分かりすぎると難しくなると、1番の方が感じておられたのもそういう感じですか。

(1番) 私たちの方は、原因と結果が違っていたのですが、意見を言い合ううちに、こういうことがあったとか、堂々巡りになりました。分かりやすく説明すればするほど、進行が上手に流れていかなくなったり、意見が曲がっていったりとか、そういうことで、分かりやすく説明すればするほどということですね。

(司会) 検察官から、どうですか。

(検察官) この事件を担当したわけではないので実際のところはどうだったのかなとは思いますが、刑を決めるにあたってここを重視してほしいというところがあるはずですが、その主張がどうだったのかと思いました。

(司会) お二人の話で二つの点があって、二つ目の話をしていますが、我々にとって、検察官が立証して、弁護人が反論する、その後行ったり来たりするのは普段やっていることなのですね。ですが、裁判員の方には初めてで、多くの証拠が突き付けられて、こうだと思ったけど、別の証拠が出てきてまた揺り戻されたりという経験が難しくしてるということが、我々には新鮮で驚きですね。

(1番) 流れが分かっていないからですかね。皆、先を急ぎすぎていて、後で出てくるとか、もう一呼吸置こうかというのがありました。

(司会) これはどうなのと、たくさんの疑問が浮かびますが、裁判の進行は決まっています、そこには証拠がないものもあって、不安を覚えながら、審理を進めて、段々分かってということにつながるかもしれませんね。もう一つ、1番の方がおっしゃったことで、性犯罪でどの程度のことまであって、聴くに堪えるかという不安があったと。2番の方もそういうことをおっしゃいましたが、検察官、いかがですか。

(検察官) 起きた事実そのものを立証するわけで、そこに刑罰の本質があるので、責務でしょうね。

(1番) 実際は、証拠物、凶器とかを手にとってみて、重さを感じたり、角材を持って「これで殴られたんだ。」とか感じたりして、見る前と実際に触るのでは意見が変わってきました。見て印象が変わりましたし、ナイフに血が付いていたりといったことまではないのですが、証拠物は重要だと感じました。

(司会) 血を見たりすることに不安を覚えられる、性犯罪でもう少しひどい事件だと感情移入しすぎて、自分も苦しくなってしまうことがあるのではないかということですね。

(弁護士) そうですね、審理の対象になるのは事実そのものなので、明らかにしないわけにはいかないとは思いますが。ただ、裁判員がそういう気持ちになるのはとてもよく分かります。弁護士にとっても、わいせつ事案というのは、動機が性欲からくるものなので、弁護することが難しいのが正直あります。嫌悪感なく伝えるのがなんとかできればなと思っているのですが。もちろん、こういう犯罪事実であることは検察官は伝えないといけないでしょうし。

(1番) 裁判員裁判では、血が付いたものとかも全部見せるのですか。

(司会) 裁判員が職務を続けられないような審理をすれば、結局、目的が達成できないので、その証拠を本当に見せる必要があるのかをよく考えてやらなければ

ばいけないということを考えているわけですね。裁判官、どうですか。

(裁判官) 事実は分かってもらわないといけないので、証拠が出てくるのですが、 unnecessary, 精神的に苦痛を与える証拠はできるだけ出さないように進めないといけないと思います。

(検察官) そのとおりです。そう思ってやっています。

(司会) 性犯罪は、今回は強姦ではないですが、事細かに物語として読んだとしても、強い衝撃を覚えることはあると思いますので、気を付けなければいけないなと思いました。今、審理の仕方では気を付けているのは、遺体の写真とか、生々しいけがなどですね。裁判官だけの裁判だと生のままの写真が出ていました。仕事だから我慢していたのかもしれませんが、裁判員裁判ではそんなことはできないので、そこをどうやるか。しかし、事実があったことを伝えないといけない、そこに知恵を絞っています。性犯罪でも強姦を事細かにすべて最後まで描写して知らせないといけないかという、多分そうではないですね。証拠にそういうのがあれば工夫されますよね。

(検察官) 必要十分な情報を届けたいと思っています。

(司会) 性犯罪でも感情移入しすぎて耐えられないかもしれないというのが印象に残りました。

【裁判官や裁判員が男性又は女性であることが、性犯罪の審理についての理解や判断に何か影響を与えると思うか。影響があるとすれば、どのような影響か。】

(司会) 次に「裁判官や裁判員が男性又は女性であることが、性犯罪の審理についての理解や判断に何か影響を与えると思われますか。また、影響があるとすれば、どのような影響があると思われますか。」という点についてお願いします。

(1番) 女性と男性が一緒になるから公平だと思います。偏って、男性や女性ばかりではなく、混合でやることによって公平な立場で意見が言えると感じましたので、私は良いと思います。

(司会) 女性と男性の構成はどうでしたか。

(1番) 裁判員は、女性は4人、男性2人、補充裁判員は男女1人ずつでした。裁判官は女性1人、男性2人でした。

(司会) では、バランスがすごく良かったですかね。

(1番) はい。

(2番) 我々も、ちょうど半分でした。裁判官は、女性2人、男性1人でした。男女とも平等に理解できると思いますが、判断は若干違ってくると感じました。女性や母親もいるので、そういう方は自分に置き換えるよりも、娘とかに置き換えて、感情的に言われることもあったので、理解は平等にできて、そこからスタートしても、判断の面では感情的になられてるなと思いました。

(司会) 1番の方は、バランスが取れていたとお感じになったとのことですが、理解や判断の面で男女差は感じられましたか。

(1番) 年齢層もバランスが良かったです。裁判官も入れて女性6人でしたが、世代も均等で、20代、30代、40代、50代で、皆さん視点が違うので、意見が言えていましたし、男性の方も20代、30代、40代、裁判官も40代だったので、バランスが良かったと思います。

(司会) 男性と女性の視点がバランスよく評議に反映して、偏っていなかったのですね。

(1番) たまたまそういうふうに使われたのですかね。

(弁護士) 弁護人としても、女性ばかりになると、評議の中が見えないだけに不安に思うこともあったので、バランスよく配置されるのは望ましいと感じました。仮に女性だけだったら、何か評議の行く末が変わったかもしれないと思いますか。

(1番) 裁判長が男性だったので、その方がまとめていたのですが、女性ばかりだと意見も評決も違った気がしますね。今日みたいに私以外が男性ばかりだとやりにくかったと思います。

(2番) 裁判官の女性の方2人は全然問題はなかったですが、裁判員の中には、年齢層は分かれていましたが、被害者を自分の娘に置き換えたり、独身の方だと自分に置き換えたりとかでしょうけども、若干感情的になって言葉が進むことがありました。男性は事実関係を客観的に見られるような状況にあったのですが、被害者を自分の娘や自分自身に置き換えて判断している女性の方がちょっと感情的になり興奮されていたのかなと思いました。

(1番) そればかりではないと思います。私たちの裁判のときには、娘がいる世代もいましたが、そういうことはなかったです。だから、その時の裁判員のメンバーにもよると思います。

(裁判官) 担当された事案と離れて考えてほしいのですが、女性のほうが被害者である女性に対して厳しく見るケースもあると思われませんか。例えば、女性から見て、そんなことしてるからだとか。

(1番) 被害者に高校生が多かったのですが、スカートとか短いので、お母さんのような見方や、第三者的な目で、女性からも厳しい見方はありました。

【法廷で配布された「冒頭陳述」等の書面は分かりやすいものであったか。また、その後の審理や評議で役に立ったか。】

(司会) 審理の最初のころに、検察官と弁護人が、それぞれ冒頭陳述として自分の主張を述べる場面があったと思います。その内容や冒頭陳述メモ等は、分かりやすいものでしたか。また、検察官と弁護人が、それぞれ論告や弁論として意見を述べる場面がありました。それら意見の内容や論告メモ、弁論要旨等の書面は分かりやすいものでしたでしょうか。それらの書面は、その後の審理や評議において役に立ちましたでしょうか。

(1番) それらの書面は、基本的に口頭の説明と並行していたので、とても分かりやすかったです。

(2番) それら書面があることによって、内容が分かりやすくなった点と分かりづらくなった点が混在していました。例えば、弁護人が作成した書面には、犯

罪の態様について「悪質とまでは言えない。」と記載されていました。このような語尾が、事実を抽象化させていると感じました。また、被告人の前科がないことについて、検察官が作成した資料には、「被告人にとって有利な事情」という表現が記載されていました。私は、「有利」という言葉が、表現として正しいのかという疑問を持ちました。事件の内容を理解するには、基本的に書面があった方がよいと思います。一方、語尾等の影響により、内容が抽象的になってしまう面もあると感じました。

(弁護士) 「悪質とまでは言えない。」という表現について、弁護士の立場から申し上げますと、被告人の行為は、全く許されるものではない、しかし、もっとひどい犯罪と比較した場合は、それよりは軽く考えて欲しい、そのような趣旨で「悪質とまでは言えない。」という表現を選択したのだと思います。かと言って、大したことはないと表現するのは不適切ですから、他事件と比較して適切な判断をして欲しいという意味を込めて、そこはかたく伝える「悪質とまでは言えない。」という言葉を選んだと思います。

(2番) そのような犯罪に関する専門用語を聴いていると、我々は、その影響を受けて、被告人に優しくしてしまう方向に傾きそうな感覚がありました。

(司会) 裁判の流れとして、最後は、被告人や弁護人が発言をすることになっています。

【証拠調べの方法について、どのように感じたか。】

(司会) 次の質問ですが、証拠調べにおいて、被害者や目撃者が、警察官や検察官に話をした内容をまとめた書面などを朗読する形で行われた部分がかなりあったと思います。そのような証拠調べの際、皆さんは、どのように感じられましたか。また、特に分かりやすさの点は、いかがでしたか。図面や写真などをモニターに映して行われた証拠調べについて、何か感じられたことはありますか。

(1番) 私が担当した事件の検察官は、淡々と書面を読み上げているように感じま

した。我々は、それがその人だけのものなのかどうかを知るために、別の事件を傍聴してみました。検察官の中には、強い口調の方もいました。随分、検察官も、個性によって違うと感じました。

(2番) 検察官の説明は、時系列的になっていたため、容易に理解をすることができました。証拠調べにおいて、被害者の話も出されていきました。その証拠が分かりやすいものであればあるほど、そこまで話をしなければならない被害者の辛い気持ちが伝わってきました。

(検察官) 証拠の朗読は、耳で聴いて分かるように努めなければいけないと思っています。とはいえ、必要以上に感情が含まれた抑揚のある読み方は、ミスリーディングになるおそれがあると思います。検察官は、淡々と証拠を朗読すべきだと思います。性犯罪の被害者には、泣き寝入りをする方も相当数いると世間一般で言われています。心の底から処罰を願う被害者の方が、一生懸命に話をしてくださったものであるため最大限に尊重をしています。

(2番) 検察官は、被害者から話を聴き出すのですか。

(検察官) 基本的には、自分から話をさせていただいています。現場の様子は、そこにいた犯人と被害者にしか分からないからです。

(司会) 検察官が被害者から話を聴かれる際、当時の状況を思い出して辛くなってしまう方もいると思います。そのような場合は、どうされるのでしょうか。

(検察官) 被害者の方が、当時を思い出して泣いてしまうこともあります。また、被害者の中には、「なぜ、警察でした話を、もう一度、ここで話す必要があるのか。」と怒って帰ろうとする方もいます。我々としては、被告人の処罰を求める被害者の方が、一生懸命に協力してくれているため、それをよりどころにしながら、少しでも話しやすい環境になるよう配慮しています。

(裁判官) 被害者の中には、検察官だけではなく、法廷でも話がしたいと言われる方はいませんか。

(検察官) そのような被害者には、出会ったことがありません。

(司会) 意見陳述の際、被害者の方は法廷に来られましたか。

(1 番) いいえ。法廷では、被害者の文書が証拠として明らかにされていました。

(司会) 法廷における審理は、分かりやすくするために、直接、証人に質問ができるような方向で進めています。しかし、性犯罪については、セカンドレイプではありませんが、法廷で話すこと自体が苦痛をよみがえらせてしまうため、十分な配慮が必要となります。したがって、このような類型の事件は、被害者の声を記載した書面を読み上げることが多くなると思います。

(1 番) 被告人を目の前にして、そのような証言をしてもらうのは酷だと思います。

【被告人質問は分かりやすいものだったか。また、被告人への質問の内容や質問の仕方についてどのように感じたか。】

(司会) 被告人への質問は、理解がしやすかったですか。また、弁護士又は検察官の質問や、その仕方について、何か感じられたことはありましたか。

(1 番) 弁護士は、準備された書面を読み上げていたように感じました。また、弁護士は、被告人に対して、淡々と事務的な質問によって事実関係等の確認をしていた感じでした。

(司会) 検察官からも、被告人に対する質問がありましたでしょうか。

(1 番) 検察官も淡々と質問をしていました。それほど口数が多くなかったと思います。

(司会) それは良い印象なのでしょうか。それとも悪い印象なのでしょうか。

(1 番) 比較の対象がないため分かりません。

(2 番) 法廷において、被告人が、新事実を口にした場合は驚きました。具体的には、検察官が、被告人に対して、余罪がないか質問をしました。その質問に対して、被告人は、「6人やりました。」と供述しました。その際、裁判員である我々は、驚きのあまり法廷で顔を見合わせた覚えがあります。退廷後、その新事実が、事件に影響を与えるものではない旨の説明を裁判官からもらいました。我々は、この裁判官の説明にも驚きました。

審理においては、検察官が、被告人に対して、被害者の陰部を触りたかったかどうかを追及していました。私は、それを追及する意味が分かりませんでした。一方、弁護士の質問は、淡々と進んでいたと感じました。

(司会) 検察官が確認をしていた部分は、被害者のパンツの中に手を入れたのかどうかということでしょうか。

(2番) はい。

(検察官) 検察官としては、被告人の意図や意欲の強さを確認するために、そのような質問をしたのだと思います。

(司会) 検察官は、その点が重要な点であると考え、詳細に確認をしていたということでしょうか。

(検察官) その点は、冒頭陳述メモがありませんでした。裁判員の方が新事実と捉えたものは、既に収集された証拠として記載されていたと思います。その存在は、もちろん弁護人も検察官も知っていました。弁護人が、その内容を聴かなかつたため、検察官が質問したのだと思います。おそらく検察官は、被告人が同じような行為を繰り返していることを指摘するために質問をしたのだと思います。

(司会) その質問をしなかったことについて、弁護人の立場としてはいかがでしょうか。

(弁護士) 確かに、そのような証拠であるならば、検察官の反対質問が出る確率が高いと思います。被告人質問の際に、素直に話をしてもらう方法も、弁護人の戦略の一つだと思います。その戦略は、弁護人次第だと思います。弁護人は、その時々状況を判断して戦略を立てます。弁護人としては、出ている証拠を基にどのように対応するかを考えています。

(裁判官) 担当した裁判官も、別の6件を処罰する前提で量刑を決めてはならないと強調していたと思います。今回の犯行が出来心ではないという点で結び付けることが可能であっても、起訴されていない6件を我々で処罰してやろう

という発想には絶対にならないでほしいということはかなり強調して説明していると思います。その点は、いかがでしょうか。

(2番) 裁判官は、そのような説明をしてくれました。

(弁護士) 公判前整理手続期日において、余罪について触れないということが決まっていれば、そこに触れないこともあります。今回は、それまでの経緯が分からないので何とも言えません。

(司会) 今の点は論告に書いてあります。その点については、いかがでしょうか。

(検察官) そうですね。確かに6件と書くかどうかは、検討の余地があると思います。

(司会) そのような場合は、余罪を含めて処罰をしてはいけないというルールがあります。法曹三者は、その点に配慮をしなければなりません。本件については、検察官が、二つの事件が偶然に発生したわけではなく、被告人の常習性を主張したかったという背景も分からなくもありません。

【自身で被告人に対して何か質問をしたか。】

(司会) 被告人質問の際、皆さんは、被告人に対して質問をされましたか。もし、質問をされた方は、その御感想をお願いします。質問をされなかった方は、その理由をお聴かせください。

(1番) 私は、被告人に対して、内容を確認する程度の質問をしました。その質問に対して、被告人は、ちゅうちょなく正直に答えてくれました。

(司会) 事前に、皆さんで話し合いをしてから質問をされたのですか。

(1番) 事前に、我々は、裁判官から、法廷において何か質問があれば聞いてくださいと言われていました。我々は、聞きたいことがあったら、皆で聞こうと話合いをしていました。法廷で質問をする際、我々は、裁判官に対して、アイコンタクトやメモを回したりすることもありました。

(2番) 私は、被告人の率直な気持ちを知るために質問したいと思いました。被告人は、罪を犯してから、結婚式の日取りを決め、結婚式や新婚旅行をしてい

ました。私は、被告人に対して、このような犯罪をしているにも関わらず、新しい幸せな生活に入る被告人の胸中を聞いてみたいと思いました。また、私は、被害者に対して、後ろめたい部分がなかったのか、どのように思っているのか聞いてみました。その回答は、事前に弁護士と準備をしていたものだと感じました。被告人は、弁護士から、答えにくい質問への対応のレクチャーを受けていたように感じました。

(司会) 弁護士は、そのような質問が出た場合に備えて、そのような指示をするのですか。

(弁護士) そのような指示をすることはありません。質問に答えた結果を聴いた裁判員や裁判官の皆さんがどのようにお感じになるかだと思います。質問の結果次第で、量刑が変わるかもしれないです。

(司会) しかし、被告人が、すっかり事件のことを忘れていたら印象が悪いですよね。そう考えると、確かに答え方が難しい部分もあると思います。おそらく弁護人のアドバイスは、正直かつ率直に話をするよう伝える程度にとどまると思います。

(司会) 被告人に対する裁判官の質問について、何か感じられた部分はありますか。

(1番) 裁判官の質問は、いつもの的を射ていたと感じました。裁判官は、私達と違う視点の質問もしていました。特に、裁判長は、自分たちが聞きたかったことを的確に質問されていました。

(2番) 法廷において、我々は、被告人に対して、どのような質問をしてよいのか不安でした。評議の際、我々は、裁判官に対して、どのようなことを法廷で聞いてよいのか確認しました。裁判官は、評議室で皆の意見をメモして、聞きたいことをまとめてくれました。裁判官は、被告人に対して、皆の意見に関する質問を一つしてくれました。裁判官は、独自の質問も一つしていました。裁判官は、被告人の意思でのみ答えられる質問をしていました。その様子を見て、私は、被告人が初めて本当のことを話していると感じました。私

は、被告人に対して、裁かれている現在の気持ちを聞きました。被告人は、先ほどと同じく深く反省していると答えました。我々からの質問であると、「この程度の回答になってしまうのか。」と感じました。

【法廷で証拠を見たり聴いたりすることに苦痛を感じることはなかったか。】

(司会) 見たり聴いたりすること自体が、苦痛を感じる証拠もありましたでしょうか。もし、そのような証拠があるとしたら、どのような工夫をすれば、その苦痛を和らげることができると思われますでしょうか。

(1番) 罪を犯した被告人の話を長く聴くこと自体がショックでした。被告人のような人格の者に対して、どのような意見を言えばよいのか考えさせられました。

(司会) 被告人に感情移入をすることはありませんでしたか。

(1番) それはありません。被告人のお兄さん、お母さんの証人尋問がありました。被告人の母親が泣いてしまったのを見て、とても気の毒にはなりました。

(2番) 裁判において、私は、見たり聴いたりしたことに苦痛を感じたことはありません。裁判は、事実を見聴きするものなので、証拠を見ることも仕方ないと思っています。

【足りない証拠や、不要な証拠はなかったか。】

(司会) 証拠は、必要かつ十分なものでしたか。今から振り返ってみて、「このような証拠があればよかった。」、あるいは「このような証拠はなくてもよかった。」というものは、ありませんでしたか。

(1番) 特にありません。私が担当した事件では、凶器である角材が証拠として出されていました。その証拠の角材は、凶器としての重さも分かって、良かったと思います。個人的には、量刑に影響をした部分もあったと思っています。特に、なくてもよかったと感じた証拠はありません。

(2番) 証拠の画像中に、検察官が、木製人形を使用し、犯行状況を再現した場面がありました。再現で使った人形は、検察官の話のように身体が曲がったり

しませんでした。再現画像には、後ろから人形を強い勢いで押し倒す場面がありました。もし、人間であれば背骨が折れていると思います。生身の人間でも同じようになるのか疑問を感じました。個人的には、自分で想像した方が良かったと感じています。

(司会) 実際の再現を生身で行うことは難しい部分もあります。

(検察官) 被告人や被害者に再現してもらうこともあります。証拠には、目で見て想像の助けとするという鉄則があります。しかし、被害者本人が襲われるような再現は絶対にしません。よって、人形を使うことが多くなります。場合によっては、男性警察官や女性警察官に、被告人役、被害者役であることが分かるプレートをつけてもらい再現をすることもあります。確かに、人形による再現は、現実とかい離する部分もあるため、人を使った方法も検討しなければならないと思います。

(1番) 担当した事件では、被告人役とか被害者役であることが分かるようにゼッケンを付けた人が再現した写真があったと思います。

【量刑の考え方についての説明は分かりやすいものだったか。過去の裁判例は参考になったか。】

(司会) 刑を決める際の考え方について、裁判官から説明があったと思います。その説明は分かりやすいものでしたか。過去の裁判例に関してグラフ等を示されたと思いますが、それらは参考になりましたか。また、示された時期や示され方については、どのようにお感じになりましたか。

(1番) 我々は、量刑の基準が分かりません。裁判官が、これまでの量刑に関する資料を参考に示してくれました。その情報は、とても参考になりました。それらを参考にした上で、我々は、裁判官から、今回の事例に関する説明をしてもらいました。

(司会) そのグラフは最初に示されましたか。

(1番) そのグラフは、量刑を考える最初の段階で示されました。

(2番) まず、今回の性犯罪について、我々は、裁判官から、法定刑が3年以上無期懲役である旨の説明をしてもらいました。また、参考事例を見ながら、むやみに長い量刑を科すことはできない旨の説明をしてもらいました。そして、量刑の判断材料は、事実として挙げられているものに限る旨の説明をしてもらいました。併せて、自分の所見だけで判断をしないようにとも言われました。

(司会) 最初に、裁判官は、「被告人の反省の程度や被害弁償よりも、被告人がした行為を見つめましょう。」という説明はしていませんでしたか。

(2番) そのような説明があり、とても分かりやすかったです。

【評議では意見を言いやすかったか。】

(司会) 評議の場は、意見を言いやすい雰囲気でしたか。意見を言いやすかった、あるいは、意見を言いにくかったとすれば、それはなぜでしょうか。

(2番) 先ほどの話と関係しますが、求刑が示された後に、評議をすることも影響していると思います。裁判官が、我々に対して、様々な資料を提示してくれます。評議に入ったばかりのころ、私は、裁判官の量刑に対する感覚が、自分達よりも軽いと感じました。しかし、最終的には、裁判官の経験等を聴いて、判決のような結論が妥当であると決めました。

【刑を決めるに当たって難しいと感じたのは、どのようなことか。】

(司会) 刑を決めるに当たり、特に難しいと感じたのはどのような部分ですか。

(1番) 当初、被告人の刑が、自分たちの結論で決まることに重い責任を感じていました。しかし、皆で協議を重ねて、納得した結論であったので救われた部分があります。

(2番) 評議では、被告人を実刑とするのか、執行猶予とするのか議論をしました。被告人は、まだ若い人でした。被告人に更生の余地があるのかどうかについて、裁判員のみで議論をすると意見がまとまりませんでした。最終的には、裁判官の意見を全員で聴いて納得しました。裁判官が、皆の中和剤となって

くれていたと思います。また、裁判官は、これまでの経験値等も還元してくれました。裁判官の意見は、とても参考になりましたが、その意見に引っ張られることはありませんでした。

(1番) 評議において、裁判官は必ず軌道修正をしていました。

(裁判官) 軌道修正というお話しでしたが、皆様から見て、裁判官は、強引な感じだと思われましたでしょうか。

(1番) 私も、裁判官は、お互いの意見を中和する役割をしてくれたと思っています。また、裁判官は、全員が納得できるようにしてくれました。裁判官が、我々に対して、何かを押しつけたようなことはありませんでした。

【意見交換会を終えるに当たって】

(司会) この機会にお話をされたいことがありましたら、是非、お聴かせください。

(1番) 裁判員に決まったときは、「当たってしまった。」と思いました。しかし、裁判員を終えてみると、とても良い経験になったと思います。そう思っていなければ、今日も、ここに参加していません。本日は、2番の方の意見にも、共感した部分が多くありました。是非、また、裁判員裁判に参加したいと思います。

(2番) 裁判員であった1週間は、右往左往していましたが、裁判員裁判の仕組みを実感させてもらいました。また、何度も裁判員を経験したいと思っています。まだ、多くの方々は、裁判員制度を厄介なものと思えていると思います。声を大にして、私は、この良い経験を広く伝えたいと思います。しかし、守秘義務に関することは整理できない部分があります。この点が十分に理解できれば、今回の良い経験を伝えたいと思います。そうすると社会の見方も変わると思います。多くの方が裁判員裁判に参加されるようアピールしたいと思っています。

(検察官) 本日はありがとうございました。今後も、分かりやすい進行に努めたいと思います。

(弁護士) ありがとうございます。今後の弁護活動に役立てたいと思います。

(裁判官) 本日は、とても勉強になりました。そして、とても楽しかったです。ありがとうございます。

(司会) 今日は新鮮な発見がありました。皆様の御意見を今後の裁判員裁判の充実に活かしたいと思います。この制度に対して様々な御意見もありますが、我々は、これを和らげるために積極的に活動をしています。もし、御協力をいただけるのであれば、今後も御協力のほどよろしくお願いします。

以 上